稲沢市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、稲沢市図書館(以下「図書館」という。)が民間企業等から雑誌の提供を受けることにより、財源を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

- 第3条 雑誌の購入費用を負担し、図書館へ提供する者(以下「スポンサー」という。)が 広告を作成し、図書館は雑誌の最新号カバー表面、裏面及び雑誌架に広告を掲載する。
- 2 スポンサーが提供した雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(スポンサーの資格)

- 第4条 スポンサーは企業、商店その他団体又は個人事業主とし、次の各号に該当しないものとする。
- (1) 稲沢市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に定めるもの
- (2) 稲沢市広告掲載基準(以下「広告掲載基準」という。)第5条各号に定めるもの (広告の内容)
- 第5条 広告は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条による ものとする。

(雑誌の選定)

- 第6条 スポンサーは、図書館が所蔵する雑誌の中から提供する雑誌を選定する。
- 2 複数館に所蔵されている雑誌については、広告掲載館を選ぶことができる。

(広告の規格等)

- 第7条 広告の規格は、次のとおりとする。
- (1)カバー表面については、縦6cm、横13cm以内とする。
- (2) カバー裏面については、広告を掲載する雑誌の寸法未満とする。
- (3)雑誌架については、日本産業規格A4以内とする。

(スポンサーの申込)

第8条 スポンサーの申込は、稲沢市図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1)及び広告図案等を市長に提出することによる。

(スポンサーの審査及び決定)

- 第9条 スポンサーの申込があったときは、要綱第8条第1項に基づき、スポンサーとして の資格及び広告図案を審査し、可否を決定する。
- 2 スポンサーに決定した者に対しては、稲沢市図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第

- 2) により通知するものとする。
- 3 同一雑誌に複数の申込があった場合は、受付順に審査するものとし、スポンサーを決定 した場合は、他の申込についての審査は行わず、不決定を通知する。

(契約)

第10条 スポンサーに決定した者は、覚書(様式第3)により市と契約を締結するものとする。

(雑誌購入代金の支払い)

- 第11条 スポンサーが提供する雑誌の代金は、次に掲げる方法により、図書館が指定する 書店(以下「書店」という。)に直接支払うものとする。
 - (1) 代金は一括先払いとし、1回の支払いは、当該年度の3月末日までに発行される雑誌の代金とする。
 - (2) 雑誌の価格変動、休刊、廃刊又は発刊頻度の変更等により代金に過不足が生じた場合は、スポンサーと書店との間において精算する。
- (3) 振込手数料は、スポンサーの負担とする。
- (4) スポンサーが提供する雑誌は、書店が図書館に納品する。

(雑誌の所有権)

第12条 スポンサーより提供された雑誌は、図書館に帰属する。

(広告の掲載期間)

- 第13条 広告の掲載期間は、市がスポンサーを決定し、雑誌が納品された日から当該年度の3月末日までに納品された最新号雑誌の次号発売日までとする。ただし、当該年度の12月末日までにスポンサーより解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2 スポンサーが解約の意思表示をする場合は、稲沢市図書館雑誌スポンサー解約申込書 (様式第4)を市長に提出するものとする。

(広告の変更)

第14条 広告の内容を変更する場合には、稲沢市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申 込書(様式第5)及び変更後の広告図案を市長に提出するものとする。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第15条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館長と協議の上、別の雑誌に振り替えることができる。

(スポンサーの解約)

- 第16条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーを解約することができる。
- (1) 雑誌が発行後5日以内に納品されなかった場合において、その原因がスポンサーに あると市長が認めたとき。
- (2) 第4条の規定に抵触することが判明したとき。

- (3) スポンサーの都合により、広告掲載の継続ができなくなったとき。
- (4) その他広告の掲載を継続することが適切でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項によりスポンサーを解約するときは、稲沢市図書館雑誌スポンサー解約通知書(様式第6)により通知するものとする。

(スポンサーの責務)

- 第17条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。 (雑則)
- 第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。